平成２３年（フ）第１８３９号
福岡市中央区那の川２丁目６番40―602号、前住所長崎県諫早市日の出町26番27号
債務者　隈本　泰史
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢口耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７１３２号
大阪市住吉区清水丘２丁目８番20号、店舗の所在地大阪市浪速区大国町１丁目９番13号
債務者　加登商店こと　加登　清文
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　直貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４０号
神戸市灘区楠丘町３丁目８番８号
債務者　山野　拓夫
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０５号
和歌山市野崎53番地の20
債務者　友淵　三幸
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第７１６７号
大阪府豊中市上野東１丁目３番30―805号
債務者　下地　秀人
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有田　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５３号
大津市小野1041番地の２
債務者　大道幸三郎
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　憲司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４号
群馬県みどり市笠懸町鹿4562番地11
債務者　田島　俊春
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３７６７号
大阪府吹田市吹東町１番29号
債務者　大原眞由美
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾熊　弘之
4　免責意見申述期間　平成24年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１８３号
北海道苫小牧市拓勇東町３丁目10番地の４
債務者　小野　恵子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２１２号
山形県天童市大字上荻野戸326番地、住民票上の住所山形県天童市中里３丁目７番38―10号　コーポ中里Ａ棟205号
債務者　菅井　　茜
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２８号
群馬県太田市内ケ島町1643番地１　シオンハイツ202号
債務者　岩本　　俊
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２３１号
群馬県太田市小舞木町259番地　ヴェルテックス小舞木206号、前住所福島県いわき市平字胡摩沢22番地の２　ブルックハイツ101
債務者　今野　友美
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２３２号
群馬県館林市足次町100番地の１　コンフォートプラザⅠ―203
債務者　鈴木　暁美（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第２３３号
群馬県太田市大原町1461番地３
債務者　川島　通正
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１５７号
岐阜県大垣市大井３丁目83番地２　エスポワール大井Ａ103
債務者　石ケ崎春好
1　決定年月日時　平成23年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２４５６号
名古屋市西区枇杷島１丁目１番１―1109号
市営枇杷島荘
債務者　加藤江利子（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９６号
愛知県安城市美園町１丁目18番地12　Ｅａｕ・ｄｅ・Ｖｉｅ101、前住所広島県東広島市八本松南３丁目３番３号　カリーノスタンツァ102号
債務者　中根　弓枝
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係